

地域産業保健センターの現状と果たすべき役割

1 地域産業保健センター事業制度について

(1) 制度の趣旨

(2) 全国的には、平成5年度から開設。初年度は、福岡県を含め全国47カ所に設置された。その一つが久留米地域産業保健センターである。

2 久留米地域産業保健センター活動の現状

(1) PR活動

イ 久留米労働基準監督署、久留米労働基準協会の共催による全国安全・労働衛生週間説明会におけるPR

ロ チラシの作成

ハ 市町村機関紙（広報紙）の掲載依頼

・久留米市役所・小郡市役所・甘木市役所

ニ 久留米労働基準監督署が行う集団指導等時のPR（支援）

ホ 労働災害防止団体（陸災、建災、基準協会）、業者団体（BS安全衛生協力会、板金塗装）への協力依頼。

(2) 健康相談窓口の設置

イ 各医師会に設置

ロ 全国安全・労働衛生週間説明会会場に設置

ハ 相談件数 14年度26件(13年度14件)うち小郡三井6件(13年度10件)

(3) 事業場個別訪問（各医師会で実施）

訪問件数 14年度95件(13年度112件)うち小郡三井0件(13年度4件)

(4) 活動の評価（現状認識） 全体として低調であると言わざるを得ない。

その原因として

イ 一定のPRをしているにもかかわらず、浸透するまでに至っていないこと。

ロ 事業場の当事業に対する関心が低いこと。

ハ 相談窓口の開設場所が地理的に利用者にとって利用しにくいこと。

ニ 相談窓口の開設時間帯が利用者にとって利用しにくいこと。

ホ 認定産業医の指導・助言を受けることを約する、いわゆる登録事業場の確保がされていないこと。

3 地域産業保健センターの果たすべき役割

- (1) 地域の小規模事業場で働く労働者の健康に関して事業者や労働者に対して指導・助言し、労働者の健康を守ること。
- (2) 地域の小規模事業場が実施する健康管理、作業管理、作業環境管理について指導・助言し、その向上を図ること。
- (3) 地域産業保健センター事業の活動は、主体的には、認定産業医の活動にかかっていること。（過重労働による健康障害防止のための総合対策）（脳・心臓疾患に係る労災認定基準の改正）

4 地域産業保健センター事業の活動を活性化するには。

- (1) PR活動の工夫と事業者への情報の提供
- (2) 利用しやすい相談窓口の設定（場所、時間帯）
- (3) 登録事業場の確保
- (4) 労働災害防止団体、業者団体、工場団地等への働きかけ
- (5) 地域産業保健センター事業活動体制（事務局）の確立
- (6) コーディネーターの積極的な活動